

議案第 8 号

瑞穂町児童育成手当条例及び瑞穂町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町児童育成手当条例及び瑞穂町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

（瑞穂町児童育成手当条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町児童育成手当条例（昭和 46 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（瑞穂町心身障害者福祉手当条例の一部改正）

第 2 条 瑞穂町心身障害者福祉手当条例（昭和 48 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「進行性筋^い萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

第3条第2項第4号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第4条第3号中「進行性筋^い萎縮症を有するもの」を「進行性筋萎縮症を有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(児童育成手当に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の瑞穂町児童育成手当条例第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
(心身障害者福祉手当に関する経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の瑞穂町心身障害者福祉手当条例第3条第2項第4号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町児童育成手当条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第3条 略 (支給要件) 第4条 略 2 略 (1)保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の手当については、<u>前々年</u>の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2)(3) 略 第5条から第13条 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(児童育成手当に関する経過措置)</u> 2 <u>第1条の規定による改正後の瑞穂町児童育成手当条例第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</u> 3 略	第1条から第3条 略 (支給要件) 第4条 略 2 略 (1)保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の手当については、<u>前前年</u>の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2)(3) 略 第5条から第13条 略

第2条による改正

瑞穂町心身障害者福祉手当条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 略 (1)(2) 略 (3)脳性麻痺又は <u>進行性筋萎縮症</u> を有する者 (支給要件)	第2条 略 (1)(2) 略 (3)脳性麻痺又は <u>進行性筋萎縮症</u> を有する者 (支給要件)
第3条 略	第3条 略
2 略 (1)から(3) 略 (4)前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。 (手当の額)	2 略 (1)から(3) 略 (4)前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。 (手当の額)
第4条 略 (1)(2) 略 (3)脳性麻痺又は <u>進行性筋萎縮症</u> を有する者 1万5,500円 (4)から(6) 略	第4条 略 (1)(2) 略 (3)脳性麻痺又は <u>進行性筋萎縮症</u> を有する <u>もの</u> 1万5,500円 (4)から(6) 略
第5条から第9条 略	第5条から第9条 略
<u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 略 (心身障害者福祉手当に関する経過措置) 3 <u>第2条の規定による改正後の瑞穂町心身障害者福祉手当条例第3条第2項第4号の規定</u>	

は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。